

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②事業者情報

名称：松山市立 朝美保育園	種別：保育所
代表者氏名：丸山 美保	定員（利用人数）：90名（102名）
所在地：松山市美沢2丁目7-39	TEL (089) 925-1467

③実地調査日

平成25年11月26日（火）～11月27日（水）

④総評

◇ 特に評価の高い点

1. 保育理念・基本方針と保育サービスとの整合性を意識した取り組みが来ている。

子ども自身が、「自己肯定感」を持って育つことこそ人間形成の基本と捉え、またそれを保護者と共有しながら、子どもの育ちを支えていくことを保育理念・基本方針としている。

日々の支援の中でも、子ども一人ひとりの良さや育ちに職員全員で具体的に共有しながら、子どもたちの「自己肯定感」「自尊感情」を保護者と共に育むことができるよう取り組んでいる。そして、園長自らも毎月の「ほのぼの通信」の発行やアンケートを実施する等して、保護者と共に歩む姿勢を大切にしている。

また、複数担任制によるチーム保育も、子ども一人ひとりの「いいとこさがし」に多角的な視点で取り組むことが出来ていて効果を上げている。

2. 「皆で一緒に食べよう」を食育の目標とし、様々な工夫がされている。

野菜を栽培したり、季節の野菜や果物を各所に展示したりして「食」への関心を高める取り組みがなされている。また、職員手作りの食育ソングや栄養素を描いたランチョンマットを使用する等、食事をしながら楽しく学べる支援をしている。

特に食物アレルギーに関しては細やかに取り組まれている。除去食は多種類に及ぶが、重症児に対しては調理器具等、調理ラインも厳重に別にしており、代替食についても味や形にこだわり、なるべく普通食と変わらぬ配慮がされている。また、アレルギーの子どもに誤食がおこらないよう何重ものチェック体制をとり、除去内容も半年毎に見直す等きめ細かな対応をしながら、園児全員に「笑顔あふれる美味しい給食」が提供できるよう色々な取り組みを工夫している。

◇改善を求められる点

1. 地域の特性を踏まえた事業計画の策定が望まれる。

園の地域周辺は民家も多いが事業所等の商業施設も多く、近年大きく変貌を遂げた地域である。地域の実情に沿った事業計画策定のためには、まず地域の全体像を把握する必要があり、子供を含めた世帯状況等の情報を市から得ると同時に、地域の自治会や民生委員、児童委員と連携を今以上に密にしていくことも大切である。

さらに、園庭開放や子育て相談の地域への広報、ボランティアの育成等も今後の事業として計画に取り入れ、地域の福祉施設としての拠点となれるよう、当園の役割も検討していくことが期待される。

2. 子どもの主体的活動を促すような取り組みがさらに期待される。

園庭、園舎等、子どもの数に比して少し狭さが感じられ、園庭を交替して使用するなど思う存分に遊べるよう配慮はしているものの、子どもの主体的な遊びが制限されやすい傾向にある。年中・年長児にとっては表現活動も活発で、社会性の育ちにも配慮が必要であるため、友達と協同しながら、いつでもしたい遊びが保障されている環境を整備し、主体的活動を促すような取り組みも大切である。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けたことは、様々な視点から現在の保育を見直す有意義な機会となりました。それによって、今よりさらに「より良い環境整備」を進めることができ、子どもたちの遊びの発展や、安全で安心な生活につなげていくことができました。また、保育士各々が受けてきた研修を報告のみに留まらせることなく、職員会などで話し合う機会を多くもち、その中でそれぞれが自分の問題として捉え、反省、考察し、そして行動していくことが、質の高い保育につながっていく事を実感しました。まさに PDCA の重要さを感じているものです。

今回、良い評価をいただいた点については継続できるよう、またご指摘いただいた長期事業計画や地域との連携などについては課題として、園長はじめ職員一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

今後、常に学ぶ姿勢を忘れず、朝美保育園らしさを自信をもってアピールできるよう努力していきたいと思っています。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果
(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	㊤・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	㊤・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	㊤・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・㊤・c

所見欄

当園は、市立保育園として「まつやま子育てゆめプラン」に設定されている理念・基本方針を採用、それを基にして園独自の保育理念・基本方針及び保育目標を策定し、ホームページや入園のしおり、パンフレットに明示している。

園独自の目標等については、より良い支援の方向性が示せるよう職員全体で検討し、年度当初の「園長初心表明とお願い」の中でも共有して職員室に掲示し、日々の保育サービスの中でも常に意識して実現できるよう努力している。利用者に対しては、入園式や行事等で伝える努力をしているが、年齢が高い児童の保護者ほど関心が低くなる傾向にあり、保護者への周知を継続していくことが望まれる。また今後は、地域住民や関係機関にも広報して理解を得る取り組みも大切である。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	㊤・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	㊤・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	㊤・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	㊤・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a・㊤・c

所見欄

市立保育園であり、これまで「まつやま子育てゆめプラン」を中・長期事業計画としていたが、今年度第三者評価を受けるにあたって園独自にも策定した。今後は園の良さや課題を明確に文書化して、現在実施している事業と併せ、地域性を踏まえながら園の特色を活かした中・長期的ビジョンと計画の策定が望まれる。また、特別保育等の市が策定した事業についても、園の独自性が活きるサービス内容となるよう計画されることが期待される。

事業計画策定にあたっては、職員の協力が得られる形で組織的に行われ周知されているが、保護者や地域にも行事計画だけでなく事業計画としても配布し、協力が得られる体制を築いていくことが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・b・c

所見欄

<p>管理者の役割と責任に関しては、保育所保育指針の中から抜粋し示されているが、さらに園独自のものを作成するような取り組みが期待される。遵守すべき法令については、市から書類が配布され、園長は市の研修にも参加して内容を把握して職員への伝達も行っているが、複雑なものも多く職員が理解しやすい工夫が望まれる。</p> <p>園長は、園長の子育てメッセージを「ほのぼの通信」として毎月保護者に発信し、職員に対しても、年度初めの「園長初心表明とお願い」の中で保育理念・方針を確認しながら、より良いサービスの方向性を示している。また、執行リーダー制やチーム保育を実施して、業務の効率化を図ると同時に、改善に向けても職員が意思統一して行うことができるようリーダーシップを発揮している。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・b・c

所見欄

<p>チーム保育を実施する中で基準以上の保育士数を配置しているが、途中入園や特別保育の利用者が増えてきたことで、保育士数及び施設の整備面でも余裕がなくなっている。今後は近隣地域の世帯構成や子どもの数、特別保育利用者の推移や意向調査をしたりして中・長期のビジョンの中に反映していくことが期待される。</p> <p>地方財政の厳しさを見通し、「地域交流事業」には保護者会の協力を得たり、環境の整備や玩具等も創意工夫して手作りしたり、市立図書館の団体貸し出し制度を利用して紙芝居や絵本の充実を図ったりする等して、子どもの発達段階や興味関心に即した保育実現のために努力している。</p> <p>外部監査は実施していないが、松山市監査事務局が施設・公金・備品監査を定期的に行っている。</p>

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・b・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・b・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

所見欄

人事管理は市が行い、園独自の長期的人事プランを立てにくい状況にあるが、人員確保においては最低基準を満たすだけでなく、延長保育や障害児加配等の様々な人員確保のプランが市独自に用意されており、園としてもそれらプランが十分活かされるよう配慮して人員の配置にあたっている。人事考課については、客観的な評価基準・手法に基づき市が行っている。職員については園長及び主任と面接の後に市に提出されるが、結果については現在のところフィードバックされる仕組みにはなっていない。今後は、人事考課が個々の職員の資質向上にもつながるようフィードバックされる仕組みを期待したい。

職員の就業状況や意向については、個人面接も実施、病気等における緊急的な休みにも対応できる勤務体制をとっており、職員の働きやすい職場となっている。また、福利厚生についても市職員として確保されている。

市や保育会の教育・研修に対する体制が確立されており、園としても目的を明示して市や保育会の計画に沿った研修計画を組んでいる。しかし、職員の希望や職務内容に沿った単年度の計画を立てるだけでなく、個別の職員に対する系統的・長期的な計画を策定することが望まれる。研修結果については、職員研修担当者を設置し、報告だけでなく園内研修に生かすことができている。

実習生については、年間を通じて大学・専門学校等各種学校からの受け入れを積極的に行い、実習生受け入れの手順等も整備されている。今後は、実習生受け入れの意義や方針を明文化して職員で共有すると同時に、実習担当者や園の方針・注意事項等を明記した実習生向けのオリエンテーションの具体的資料作成が望まれる。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㊤・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㊤・b・c
II-3-(1)-③	た 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㊤・b・c

所見欄

緊急時・災害時における利用者の安全確保のためのマニュアルが整備され、各種訓練も適切に実施でき、災害時の備蓄においても子どもの必要分は整備されている。また園内事故については、ヒヤリハットを利用して、各保育室・園庭・トイレ等園内の各場所に工夫した防止策がとられている。しかし地震等の自然災害については、現在保護者の関心が高い事案であり、今後も保護者会等で意見を聴取して保護者の不安解消に努めることが望まれる。また、園外保育が様々な形で行われているので、交通安全教育を年間の保育課程の中に位置づけて指導・教育していくことも有効であると思われる。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a・㊤・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a・㊤・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊤・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㊤・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	㊤・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a・b・㊤
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・㊤・c

所見欄

地域と子ども、保護者が交流できる活動をしているが、地域に出向いていく活動が主で、地域の方々に園に来ていただく活動は少なく、参加者も限定されている。ボランティア受入れについては、マニュアルを作成、担当者を置き体制が整えられている。今後は、園庭開放や地域の子育て相談の充実を図ったり、学生に様々な形のボランティアを呼びかけ、地域の福祉の中核的存在としての意識を持ち、積極的に地域に働きかけていくことも大切ではないだろうか。

関係機関との連携においては、社会資源となる機関等をリスト化し必要時には連携をとる体制ができているが、リスト化においては職員全員が体系的に把握しやすい工夫が望まれる。発達に配慮が必要な子ども等に対しては、これまで関係機関との連携により手厚い支援が提供され、就学に向けても学校と密に連携をとる体制が生かされている。

地域の福祉ニーズの把握については、これまで積極的な取り組みを行っていないが、今後、民生委員や児童委員と定期的に情報交換を行ったり、自治会との連携を深めたりして地域の福祉ニーズの把握に努め、ビジョンを持って事業展開を図っていくことが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉑・b・c

所見欄

<p>子どもの人権や保護者の気持ちに配慮することは全職員で確認されている。プライバシー尊重等に関するマニュアルについては市から配布されているが、職員が利用しやすいように簡略化したマニュアルの作成も有効と思われる。また、保育場面の各種マニュアルの中にも手順だけでなく、人権やプライバシーに配慮する箇所を追記しておくことも必要ではないだろうか。</p> <p>利用者満足度向上のために、アンケートにて利用者の意向を汲み、結果は保護者に報告し反映していく体制を整えている。また、保護者懇談会も複数回実施し、保護者全員が一度は参加できるよう呼びかけて利用者との対話を重視している。</p> <p>また、相談方法が保護者に周知されるように、相談窓口とその内容を掲示し、意見箱も常設している。苦情解決の仕組みは入園のしおりにも明記し、職員に対しては対応マニュアルが作成されて、苦情に対しても迅速に対応することができている。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・㉒・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	㉑・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉑・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉑・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・㉒・c

所見欄

今回の第三者評価を機会に、事前準備として全職員の協力の下「保育の質の評価」を行い、具体的に改善点が見つかり、出来るところから既に取り組んでいる。

提供するサービスについては年齢毎に各種マニュアルを作成、生活習慣や発達を考慮しながら実施し、変化に応じて職員のチーム単位で話し合い、見直しも行われている。

利用者に関する記録は、定められた様式に従い適切に記録され、保管管理体制も整っている。利用者情報については、職員のチーム単位でその都度話し合いが持たれ共有されているが、定期的なケース会議は行っていない。しかし、配慮が必要な子どもに対するケース会議は、療育施設の職員が参加して実施され、情報は共有されている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㊤・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㊤・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊤・c

所見欄

サービスに必要な情報説明は、ホームページやパンフレットによって適宜行い、園見学も希望者に対して随時行っている。しかし園のパンフレットには、利用者にとって関心の高い通常保育の保育料についての記載はない。利用開始にあたっては、入園のしおりを提示して分かりやすい配慮をしながらオリエンテーションを実施しているが、しおりに関しては、市で統一された内容と園独自の内容が混在しているので、利用しやすく整理することが望まれる。

転園に対しては、健康面だけでなくサービスの継続性に配慮した保育引き継ぎ書の作成が望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㊤・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㊤・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c

所見欄

家庭状況や児童の育ちの状況を調査し、年齢に応じて期間を定めた様式により、チームで個別にアセスメントを行い、指導計画を立案・実施・見直しをして記録している。3歳以上児については「保育所児童票」の様式に移行し、年に7回程度、子どもの発達の様子や保育士のかかわりを記入するよう園の申し合わせ事項に定めている。しかしアセスメントできる様式にはなっていないので、3歳以上児についても1年毎にアセスメントを行い、目標設定できる様式の検討が望まれる。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	非該当
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・b・c

所見欄

<p>保育課程は保育の方針や目標に基づいて、年度当初に全職員にて編成されているが、子どもとその背景や地域の実態等も加味されると、より実効性のあるものになると思われる。</p> <p>それぞれの子どもの発達段階を考慮して、適切な環境が整備され、保育内容の充実が図られている。子どもと保育士の1対1の関係を大切に、子どもの思いをしっかりと聞き、受容し、良いところを認めていく保育を実践することが「自尊感情を育てる」ことにつながると全職員が共通理解している。</p> <p>就学前には、小学校に出向いて1年生との交流を持ったりして、子どもの学校生活への理解を深め、保護者についても学習や生活習慣について個別に懇談を持っている。そして、学校特別支援指導員とも連携したり、「保育所保育児童要録」を小学校に送付したりする等して小学校教育へのスムーズな移行に配慮している。</p>

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c

所見欄

<p>複数担任制を実施して、安定した保育の関わりができています。また、今回の受審を機に保育環境の見直しを実施し、保育士の知恵と工夫を生かした手作りによる環境の改善がなされています。</p> <p>子どもたちが次第に基本的な生活習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じて必要な物が整備されて、トイレも清潔に管理されているが、衛生面の配慮からタイル張りになっており、冬季の使用に配慮した構造的な改善が必要と思われる。</p>
--

(保育所版)

安全、安心面を重視することにより、主体的な活動が少し押さえられがちになっているところもあるので、子どもが友だちと協同して自由に主体的な活動がさらにできるよう、「いつでも」「どこでも」「好きなことが」出来る教材の種類や置き場所等の工夫も望まれる。

園の芝生化により、裸足で遊んだり虫捕りしたり身体全体を使って遊ぶことができる環境であり、園外保育も積極的に行い、自然に触れ合う機会や社会体験の場を大切にしている。

また、ピアノ台数も多いことを活用し、音楽指導の機会につなげたり、時に応じたメロディーで子どもの気持の安定を図ったり集団行動を促したりする取り組みがなされている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㊤・b・c

所見欄

保育士の自己評価については、保育支援の改善に向けて毎年取り組んでいる。しかし、個別記録、児童票、各種指導計画については丁寧に記録されているものの、指導計画の評価、反省欄の記入等については、やや振り返り時の視点が不十分であり、検討されることが望まれる。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㊤・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊤・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・㊤・c

所見欄

複数担任であることの良さを生かし、保育士同士が「言葉がけ」を学んだり「エピソード」を記録したりしながら、子ども一人ひとりの個性を大切にされた援助が行われている。

障害のある子どもには、個別の指導計画を作成し、関係機関とも連携し専門職をまじえたケース会議を行っている。障害児保育の研修には担当保育士が参加し、その内容が深められるよう配慮している。また、子ども集団への配慮として、「生活カード」や「順番カード」「タイムタイマー」等を使用して視覚で捉えられる工夫をし、保育所での安心な生活が出来るよう働きかけている。

長時間保育は、異年齢児との関わりも生まれるなか、家庭的な雰囲気やくつろぎを作り出すための工夫がされ、今後もソファの購入を計画する等、環境整備に配慮していく予定である。また、手作りおやつや軽食（週2回）等も提供されている。しかし、早朝・延長保育の合同保育では、今少しの工夫が望まれる。

(保育所版)

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㊤・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㊤・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㊤・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㊤・b・c

所見欄

子どもの発達段階に応じた健康管理が実施されている。常に健康状態の変化を見逃さないよう体温測定や顔色等の視診を行い、体調のすぐれない子どもについては、保護者にも連絡し、また食事にも配慮している。

「皆で一緒に食べよう」を今年の食育目標として、年長児には、栄養素毎の四色配置シートに給食を並べたり、食前に園の保育士が協同で作った食育ソングを歌ったりして、「食と栄養」に関心が持てるように支援している。そして、園外での楽しいお弁当給食や乳幼児の発達や個人差を考慮した刻み食、食の細かい子どもに対する量の調整等調理員の協力を得ながら工夫している。また、メニューに関しては市から一律に提供されているが、クラス毎の状況を市栄養士に毎月メールで報告する等して連携を取っている。

健康診断・歯科健診の結果が適切に記録され、保護者にも報告し治療を勧めているが、虫歯治療が行われていない家庭もある。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㊤・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㊤・b・c

所見欄

アレルギー等の子どもへの対応には、主治医の指示に基づき、保護者とも適切に連携し万全を期している。また、代替食については、他の子どもたちとの相違が感じられないよう工夫して提供している。

調理室の衛生管理は、市作成の細かいマニュアルが整い適切に実施され、調理担当者は市の研修に参加して、常に知識・技術を高める努力をしている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㊤・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・㊤・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㊤・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㊤・b・c

所見欄

食育計画を作成し、「給食だより」を年4回発行している。また、保育参観試食会を多数実施し、保護者が参加しやすいよう配慮し、食育への関心を高める努力をしている。給食サンプルも保護者が見やすい場所に展示され、好評だったレシピの配布も行われている。

保護者と連携し信頼関係を作るため、送迎時のコミュニケーションや連絡帳にて日々の情報交換を行っているが、連絡帳は1歳迄で、年齢の高い子どもの保護者とのコミュニケーションには工夫が必要である。また、少人数の保育参観試食会時は、リラックスして面談することができるので、未参加と思われる保護者については、園長自ら参加を呼びかけて保護者と向き合う機会を大切にしている。

保育参観は、保護者の参加型にて実施して、保護者が子どもへの理解を深め保育への関心が高まるよう支援をしている。

不適切な養育と思われるケースについては、関係機関と連携し、定期的にカウンセラーと話し合う等相談窓口を活用しながら支援している。